

# ただおか駅マルシェ 出店者募集要領

本要領は、忠岡駅前の空きテナントを活用して開催する「ただおか駅マルシェ ～ただいま、おかえり。みんなが集う、忠岡駅～」の出店者募集、選考及び出店条件を定めるものです。応募者は、本要領を確認し、内容に同意の上でお申し込みください。

## 1. 目的

忠岡駅前の空きテナントを活用し、近隣住民が立ち寄り交流できる場をつくるとともに、町内事業者、活動団体等の販売、PR の機会を設けます。初回開催後は、来場者及び出店者へのアンケートを行い、定期開催及び継続的な空きテナント活用の可能性を検証します。

## 2. イベント概要

|       |                                             |
|-------|---------------------------------------------|
| 名称    | ただおか駅マルシェ ～ただいま、おかえり。みんなが集う、忠岡駅～            |
| 開催目的  | 地域活性化、新たな交流拠点の創出、空テナントの継続活用・将来の店舗誘致につなげる検証。 |
| 開催日   | 令和9年2月20日、21日                               |
| 開催時間  | 10時00分～16時00分（設営・撤去時間は前後1時間）                |
| 会場    | 忠岡駅前「ショップ南海」内 対象空テナント（南海商事所有）               |
| ターゲット | 近隣住民を中心とした駅利用者・地域住民                         |
| 出店数   | 5店～7店程度                                     |
| 出店内容  | 食品・飲料、農水産物・加工品、雑貨・ハンドメイド、体験・ワークショップ等        |
| 出店料   | 1ブース・1日 5,000円                              |
| 主催等   | 主催：忠岡町/協力：南海商事株式会社、忠岡町商工会                   |

## 3. 募集する出店内容

- 食品・飲料の調理、提供又は販売
- 農産物、水産物及びそれらの加工品の販売
- 雑貨、ハンドメイド品その他生活関連商品の販売
- 体験、ワークショップその他来場者との交流につながる企画
- その他、主催者が本イベントの目的に適合すると認めるもの

※会場で食品・飲料の調理等を行う場合は、大阪府の露店営業許可の範囲内とし、本要領第12項の条件をすべて満たす必要があります。

## 4. 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たす個人、法人又は団体とします。

- (1) 本イベントの目的に賛同し、駅前のにぎわいづくり及び地域振興に協力する意思があること。
- (2) 忠岡町内に事業所、活動拠点等を有すること。
- (3) 会場設営、清掃、撤収、アンケートその他主催者が行う効果検証に協力できること。
- (4) 販売又はサービスの提供に必要な許可、届出、資格等を取得し、開催日に有効であること。
- (5) 会場で調理又は飲食物の提供を行う場合は、大阪府内で有効な露店営業の営業許可証を有し、食品衛生責任者を設置していること。
- (6) 主催者、施設所有者、保健所、消防その他関係機関の指示を遵守できること。
- (7) 暴力団、暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 特定の政党若しくは政治団体の活動、特定の政治的主張、又は特定の宗教のための活動を目的とする団体でないこと。
- (9) 出店料を期限までに納付できること。

## 5. 出店区画及び出店料

|          |                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 区画       | 1 ブース当たり幅約 3m×奥行 3m を基準とします。                                     |
| 区画の変更    | 会場の実測寸法、来場者動線、避難通路、消防上の安全性及び関係機関との協議により、区画寸法又は配置を縮小・変更する場合があります。 |
| 出店料      | 1 ブース・1 日 5,000 円                                                |
| 出店料に含むもの | 会場使用に係る共通経費、光熱水費及び指定方法で排出された一般ごみの処分費                             |
| 出店者負担    | 商品、什器、装飾、釣銭、決済端末、延長コード、衛生設備、消火器、保険、搬入運搬その他出店に必要な費用               |
| 売上       | 売上は出店者に帰属します。主催者は販売手数料を徴収しません。                                   |

## 6. 募集期間及び申込方法

|      |                                                        |
|------|--------------------------------------------------------|
| 募集期間 | 11 月 30 日（月）午後 5 時まで                                   |
| 申込方法 | 所定の出店申込書及び必要書類を、持参、郵送又は電子メールで提出してください。                 |
| 提出先  | 忠岡町役場 産業振興課（持参・郵送）<br>※電子メールの提出先は、募集開始時に町ホームページで案内します。 |
| 受付確認 | 電子メールによる申込みは、主催者からの受付完了連絡をもって受付成立とします。                 |

## 7. 会場の下見

会場下見を希望する場合は、忠岡町役場産業振興課へ事前電話でお申し込みください。下見日時は、応募者と調整の上、個別に指定します。

## 8. 提出書類

| 番号 | 提出書類                           | 対象者         |
|----|--------------------------------|-------------|
| 1  | 出店申込書                          | 全員          |
| 2  | 販売品目・提供サービス一覧                  | 全員          |
| 3  | ブース配置図                         | 全員          |
| 4  | 電気器具申告書（器具名、台数、定格消費電力及び合計消費電力） | 電気使用者       |
| 5  | 火気使用申告書（器具、燃料、設置方法、消火器等）       | 火気使用希望者     |
| 6  | 誓約書                            | 全員          |
| 7  | 露店営業許可証の写し                     | 会場で調理・提供する者 |
| 8  | 商品、出店風景、店舗ロゴ等の広報用画像            | 全員          |
| 9  | その他、主催者又は関係機関が必要とする書類          | 該当者         |
| 10 | 提出書類チェックリスト                    | 全員          |

## 9. 選考方法及び選考基準

申込多数の場合を含め、先着順では決定しません。提出書類を基に、次の基準から総合的に選考し、会場全体の出店内容及び来場者動線のバランスを踏まえて出店者を決定します。必要に応じて、聞き取り又は追加資料の提出を求める場合があります。

| 選考基準         | 主な確認事項                                      |
|--------------|---------------------------------------------|
| 安全性・実施可能性    | 衛生、火気、電気、設備及び会場条件に照らし、安全に実施できるか。            |
| イベントとの適合性    | 交流拠点づくり、駅前のにぎわい及び空きテナント活用という目的に合っているか。      |
| 出店内容のバランス    | 他の応募者との商品・サービスの重複、分野構成及び来場者の選択肢を考慮する。       |
| 出店経験・運営体制    | 過去の出店経験 ※1、準備状況、接客、会計、衛生管理等の体制があるか。         |
| 地域性・地域振興への協力 | 忠岡町との関わり、地域資源の活用及び駅前のにぎわいづくりへの協力内容が具体的であるか。 |

※1 出店経験は運営体制を確認するための評価要素であり、出店経験がないことだけを理由に選考対象外とするものではありません。

## 10. 選考結果及び出店決定後の手続

- 選考結果は、令和8年12月上旬を目途に応募者全員へ通知します。
- 出店決定者は、主催者が指定する期日までに出店料を納付してください。
- 出店者説明会、現地確認又は事前打合せを行う場合は、原則として参加してください。
- 販売品目、電気器具、火気器具、ブース配置等を変更する場合は、事前に書面又は電子メールで承認を受けてください。
- 主催者が指定する期日までに必要書類がそろわない場合又は出店条件を満たさない場合は、出店決定を取り消すことがあります。

## 11. 販売及び展示の共通ルール

- 商品及びサービスの価格を来場者から見やすい位置に表示してください。
- 法令に適合した品質表示、アレルギー表示その他必要な表示を行ってください。
- 申込時に届け出た商品又はサービス以外は、主催者の承認なく販売・提供できません。
- 販売、会計、釣銭、キャッシュレス決済、領収書の発行等は出店者の責任で行ってください。
- 会場内での強引な勧誘、政治・宗教活動、寄附の強要、連鎖販売取引その他イベントの趣旨に合わない行為を禁止します。
- 法令又は公序良俗に反する商品、危険物、偽ブランド品、盗品、成人向け商品その他主催者が不適当と判断するものは取り扱えません。
- 大音量、強い臭気、煙、振動その他近隣住民、駅利用者又は他の出店者に支障を及ぼす行為を禁止します。

## 12. 食品及び飲料を取り扱う場合

会場で調理、盛付け又は飲料の調製等を行う飲食出店者は、次の条件を満たしてください。大阪府の「食品営業許可申請（露店）」及び「大阪府露店による食品営業取扱要綱」の範囲外となる品目又は調理方法は認めません。

- 令和3年6月1日以降に大阪府内の自治体から取得した有効な露店営業の営業許可証を有すること。営業所所在地等に制限がある場合は、必要な手続きを済ませること。
- 露店営業は1テントごとに許可が必要です。開催中は営業許可証を携行し、見やすい場所に掲示してください。
- 会場で行える調理は、焼く、揚げる、煮る、茹でる、蒸す等の簡易な工程を基本とし、原則として提供直前に加熱してください。
- 材料を洗う、切る等の下処理及び一次加工は、必要な許可を有する一次加工所等で行ってください。会場で加熱後の食品を切り分けることはできません。
- 刺身、生野菜、果物、牛乳、生クリーム等の非加熱食品は提供できません。ただし、これらを原材料として使用し、加熱して提供する場合を除きます。
- 洗米、麺の水さらし、複雑な器具を使う調理その他大量の水を必要とする工程は行えません。
- 米飯を扱う場合は、会場で洗米せず、加熱後は65℃以上で衛生的に保管してください。加熱品との組合せ等は大阪府の品目制限に従ってください。
- 飲用に適する水を入れた40L以上の給水タンク、給水量と同等容量の排水タンク、手洗い・洗浄設備、ふた付きごみ容器及び必要な冷蔵・保温設備等を準備してください。
- 食材及び食品は適切な温度で保管し、冷蔵・冷凍又は加熱設備には温度計を備えてください。
- 食中毒又は食品事故が疑われる場合は、直ちに販売を中止し、主催者及び関係機関へ連絡してください。

[大阪府「食品営業許可申請（露店）」](#)



### 13. 電気の使用

- 申込時に、使用する電気器具の名称、台数、定格消費電力（W）及び合計消費電力（W）を申告してください。
- 会場の電源容量には限りがあります。申告内容を基に主催者が配分し、一部器具の変更又は使用制限を求める場合があります。
- 申告していない器具の持込み又は使用を禁止します。変更する場合は事前承認を受けてください。
- 延長コード、コードリール、電源タップ等は定格容量内で使用し、通路を横断する配線には養生を行ってください。たこ足配線、破損した器具及び安全性を確認できない器具は使用できません。
- 発電機は屋内では原則として使用できません。

### 14. 火気の使用

- ガスコンロ、カセットコンロ、フライヤー、炭火その他火気を使用する場合は、申込時に火気使用申告書を提出し、主催者の事前承認を受けてください。
- 事前承認は火気の使用を保証するものではありません。施設所有者、消防その他関係機関との協議により、器具の変更又は使用禁止とする場合があります。
- 火気器具の種類、燃料、燃料容器の本数及び容量、設置位置、防火措置並びに消火器の種類を申告してください。
- 火気を使用する出店者は、関係機関の指示に適合する消火器を各ブースに備え、防災・不燃性の保護板等を使用してください。
- 燃料容器は転倒及び直射日光を防止し、火気から安全な距離を確保してください。会場内での燃料補給、容器交換その他危険を伴う作業は主催者へ報告してください。
- 火気使用者は営業時間中、器具を監視できる者を配置し、異常時は直ちに使用を停止してください。

### 15. 搬入、設営及び撤収

- 会場に専用の搬入経路及び駐車場はありません。搬入方法、時間及び一時停車場所は、出店決定後に主催者が指定します。
- 搬入車両は荷下ろし後、速やかに移動してください。駅利用者及び近隣住民の通行を妨げないでください。
- 主催者が指定する区画、避難通路、出入口、消防設備及び鉄道施設の周辺には商品、什器又は荷物を置けません。
- 設営及び撤収は指定時間内に行い、開催時間中の無断撤収を禁止します。
- 床、壁、柱その他施設を傷つけるくぎ、ねじ、強粘着テープ等は使用できません。

### 16. ごみ、排水及び清掃

- 出店者は、自店で発生するごみ及び自店の商品に由来する来場者のごみを回収し、主催者が指定する区分及び方法で分別してください。
- 出店料に含まれる処分費は、主催者が指定する袋及び分別方法で排出された一般ごみに限ります。

- 売れ残り商品、持込資材、段ボール、発泡スチロール、大型ごみ、廃油、排水、炭、ガス容器、危険物その他主催者が指定するものは、出店者が自らの費用と責任で持ち帰ってください。
- 会場には常設のごみ処理スペースがありません。ごみは営業時間中も各ブース内で衛生的に保管してください。
- 排水をトイレ、道路側溝その他主催者が認めていない場所へ流すことを禁止します。
- 終了後は出店区画及び周辺を清掃し、原状回復した上で主催者の確認を受けてください。

## 17. 事故、苦情及び損害の責任

- 出店に伴って発生した事故、けが、食中毒、食品事故、商品又はサービスに関する苦情及び第三者への損害は、出店者が責任をもって対応し、必要な補償を行ってください。
- 事故又は苦情が発生した場合は、被害拡大の防止を優先し、速やかに主催者へ報告してください。食品事故の場合は関係機関の指示にも従ってください。
- 出店者又はその従事者の故意又は過失により、施設、鉄道設備、貸出備品その他第三者の物品を汚損、破損又は紛失した場合は、出店者が原状回復又は損害賠償の責任を負います。
- 主催者は、主催者の故意又は重大な過失による場合を除き、売上減少、商品・什器の盗難又は破損、停電その他出店者に生じた損害を補償しません。
- 出店者は、出店内容に応じて生産物賠償責任保険、施設賠償責任保険その他必要な保険への加入に努めてください。主催者が必要と判断した場合は、加入証の提出を求めることがあります。

## 18. 出店の取消し、キャンセル及び出店料

| 区分                        | 取扱い                                                      |
|---------------------------|----------------------------------------------------------|
| 開催日 8 日前までの出店者都合によるキャンセル  | キャンセル料なし。納付済みの場合は全額返金します。                                |
| 開催日の 7 日前以降の出店者都合によるキャンセル | 出店料の 100%をキャンセル料とします。                                    |
| 主催者判断による中止                | 納付済みの出店料は原則として全額返金します。ただし、仕入れ、制作、運搬その他出店準備に要した費用は補償しません。 |
| 資格喪失又は規約違反による取消し          | 出店料は返金しません。主催者に損害が生じた場合は、その負担を求めることがあります。                |

## 19. 開催中止又は内容変更

自然災害、火災、感染症、交通機関の運休、施設の不具合、警報の発表、関係機関の指示その他安全な開催が困難と主催者が判断した場合は、イベントの全部又は一部を中止し、開催時間、会場又は出店内容を変更することがあります。緊急の場合を除き、主催者は決定後速やかに出店者へ連絡します。

## 20. 広報、撮影及び個人情報

- 主催者は、申込時に提出された店舗名、商品説明、写真等をイベント広報に使用できるものとします。
- 主催者又はその委託先が会場内で写真・動画を撮影し、町の広報紙、ホームページ、SNS、報告書等に使用場合があります。
- 応募により取得した個人情報は、出店者の選考、連絡、イベント運営、効果検証及び法令に基づく手続のために使用します。

## 21. イベント開催の効果検証への協力について

本イベントは、忠岡駅前における交流拠点の創出、地域活性化及び空きテナント活用の可能性を検証する社会実験として実施します。出店者は、主催者が行う次の効果検証に協力してください。

- 開催当日及び開催後に実施する出店者アンケート、聞き取りその他の調査に回答してください。
- 来場者アンケートの回答用紙又は二次元コードの案内等、各ブースで可能な範囲の周知に協力してください。
- 主催者が指定する様式により、来客数、販売数、売上額又は売上区分、来場者の反応、継続出店の意向及び運営上の課題等を報告してください。営業上の機密に配慮し、売上額は範囲を選択する方式とする場合があります。
- 主催者は、収集した情報を原則として集計又は匿名化し、実施結果の検証、報告書の作成及び今後の事業検討に使用します。個別の出店者を識別できる形で公表する場合は、あらかじめ当該出店者の同意を得ます。ただし、法令に基づく場合を除きます。

## 22. 指示違反等への対応

本要領、法令又は主催者・関係機関の指示に違反した場合、虚偽の申告が判明した場合、周囲への危険又は著しい迷惑が認められる場合は、主催者は改善、販売停止、火気・電気の使用停止、退場又は今後の応募制限を命じることがあります。これにより出店者に生じた損害を、主催者は補償しません。

## 23. 問合せ・提出先

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 担当    | 忠岡町役場 産業振興課                    |
| 所在地   | 〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号 |
| 電話    | 0725-22-1122（代表）               |
| 電子メール | tadaokasangyou@town-tadaoka.jp |
| 受付時間  | 平日 午前9時から午後5時まで                |